

剰余金処分の承認にあたっての市の基本方針（案）

公立大学法人が各事業年度、剰余金が発生した場合は法の規定により、法人の中期計画で定めた使途に充当する「目的積立金」、又は損失補てんに充当する「積立金」として処分する。

「目的積立金」として処分するためには、市長があらかじめ評価委員会の意見を聴いた上で承認が必要となるが、承認方法は以下のとおりとしたい。

1 評価委員会の意見

- ・ 予算を使い切っていた昔の行政のようなことをさせないためにも、大学の努力により生じた剰余金は、基本的に教育研究の質の向上および組織運営の改善に充当する目的積立金へ積み立てする利益処分を認定してもよい。
- ・ 目的積立金を承認した場合は、使途を公表するなど、丁寧に説明すべき。

2 経営努力の承認方針

地方独立行政法人会計基準及び注解において、剰余金が法人の経営努力により生じたものであると設置者が承認すれば、目的積立金に充当できると規定しており、本市の目的積立金充当を認める基準を下表のとおりとしたい。

（秋田県等も同様に措置している）

利益の内容（地独法人会計基準から引用）	具体例
①運営交付金以外の自主財源から生じた利益	受託研究などの自己収入増加
②本来行うべき業務を効率的に行ったため、費用が減少したことによる利益	業務効率化による経費削減
③その他法人において経営努力を立証した場合による利益	

※学生数が定員に対して一定率不足した場合、未充足学生数に学生一人当たりの教育費単価をかけた額を「積立金」に充当するルール（国立大学法人や秋田県の制度に準ずるもの）については、美術大学の全学年がそろそろ平成28年度予算から摘要したい。

3 目的積立金の使途公表方針

目的積立金の使途は、中期計画の「教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる」範囲内と定められているものであり、具体的な使途については、法人が大学ホームページや翌年度の決算報告書等で公表するものとする。

4 平成25年度経営努力認定について（資料1）

公立大学法人の平成25年度利益剰余金（22,215,059円）は、自己収入増加および業務効率化による経費削減が要因であり、本市の経営努力の承認方針の2の①および②に該当するため、全額目的積立金にしたい。

また、目的積立金の使途は、政策・臨時的経費を対象とし、市の次年度予算査定の場合等において具体的な使途を説明することとする。

参考：法人化初年度における各大学の剰余金活用状況

（単位：千円）

大学名 (法人化年度)	運営費 交付金 A	剰余金 B	B/A	目的 積立金	積立金
国際教養大学(H16)	892,907	66,262	7.4%	54,585	※1 11,677
秋田県立大学(H18)	4,410,655	260,998	5.9%	249,342	※2 11,656
金沢美術工芸大学(H22)	823,143	50,070	6.1%	50,070	0
京都市立芸術大学(H24)	1,878,916	70,835	3.8%	70,834	0
秋田公立美術大学(H25)	796,000	22,216	2.8%	(案)22,216	(案)0

※1 国際教養大の積立金11,677千円は、授業料収益の当初見込みからの増加分（当時は経営努力として扱わなかったが、現在は経営努力と認定し、目的積立金に活用している）

※2 県立大の積立金11,656千円は、大学院学生定員未充足分

平成25年度剰余金について

1 剰余金の内訳（損益計算書より）

（単位：円）

区分	H25決算	備考
経常費用 ①	960,123,954	
臨時損失 ②	63,584,400	承継消耗品費 ※
経常収益 ③	982,339,013	
臨時収益 ④	63,584,400	物品受贈益 ※
当期純利益 ⑤ = ③ + ④ - ① - ②	22,215,059	

※ 臨時損失②における承継消耗品費は、市から無償譲渡された評価額50万円未満の償却資産（物品等）の評価額合計であり、臨時収益③における物品受贈益は承継消耗品費と同額を収益化したものであることから、当期純利益には影響しない（法人化初年度に限っての経理処理）。

2 剰余金の主な発生要因

(1) 運営交付金以外の自主財源から生じた利益

9,075千円

（単位：千円）

区分	H25予算(A)	H25決算(B)	差額(B-A)
授業料、入学検定料、入学料	171,106	174,671	3,565
電気料金負担金(高等学院、新屋図書館)	—	5,736	5,736
受託研究等事業収入	3,500	3,274	△226
合計	174,606	183,681	9,075

(2) 効率的な業務実施の結果、費用が減少したことによる利益 14,908千円

（単位：千円）

区分	H25予算(A)	H25決算(B)	差額(A-B)
教育研究費	113,198	196,796	△83,598
一般管理費	198,488	57,776	140,712
受託等事業費	3,500	2,741	759
人件費	659,378	702,343	△42,965
合計	974,564	959,656	14,908

(1) + (2) = 9,075千円 + 14,908千円 = 23,983千円

3 剰余金の活用方針

(1) 活用区分

目的積立金 22,215,059円

積立金 0円

(2) 活用用途

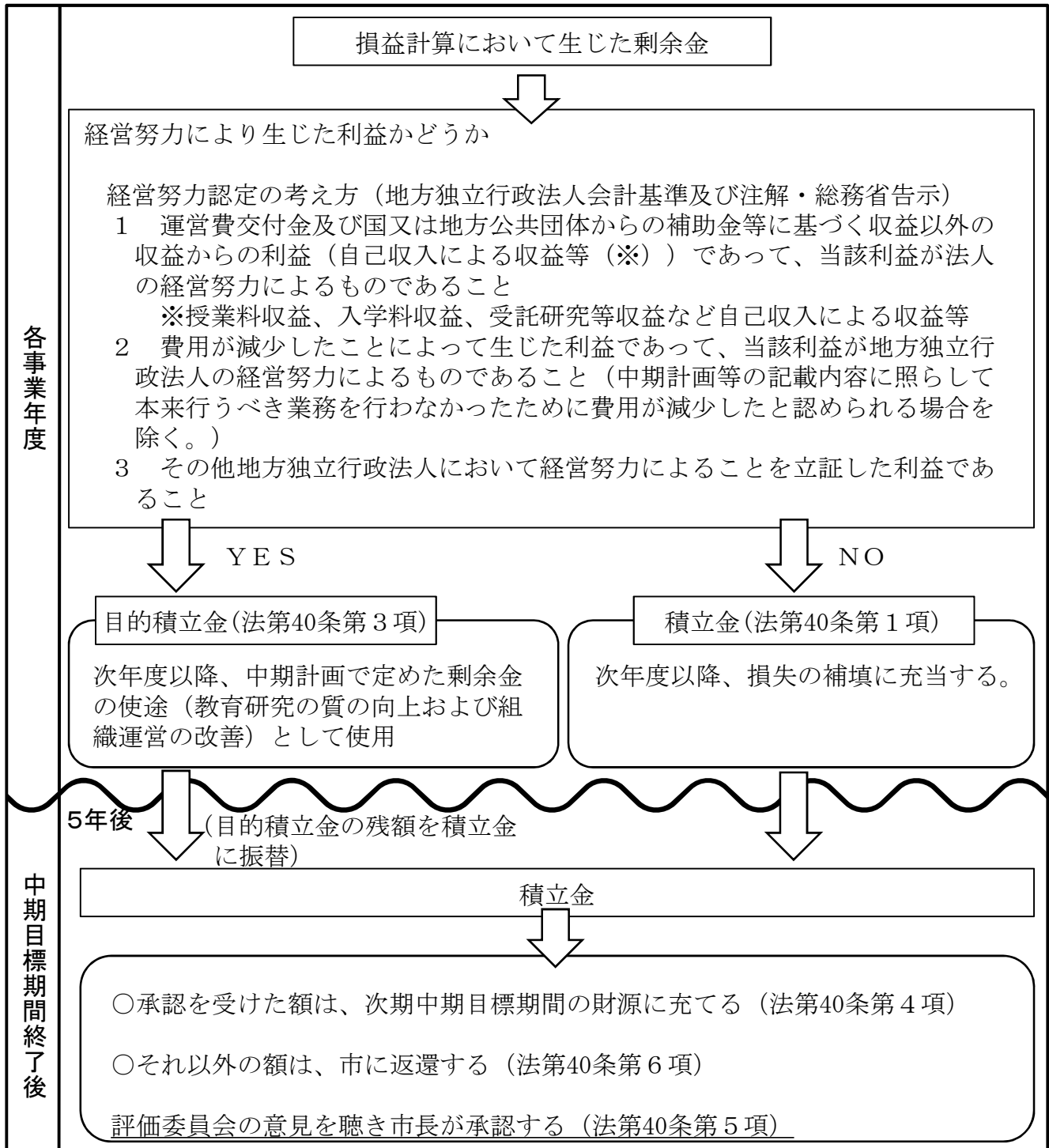
次年度以降、中期計画に定める教育研究の質の向上および組織運営の改善に関する事業に充当する。

経営努力認定の考え方について

1 法的根拠

設立団体の長は、各事業年度および中期目標期間終了後の利益処分（翌事業年度で使用又は次期中期目標の財源とすること）を承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法40条第5項）

2 剰余金の利益処分に関する経営努力認定の流れ



3 市の経営努力認定方針

今後、評価委員からの意見および会計基準を踏まえて決定